

# 企業のための**今年の賃上げ対策**セミナーのご案内

## セミナーのコンセプト

豪華2本立て  
特別開催

昨年は大手、好調企業が定期昇給にあわせベースアップを実施しました。政府主導で、賃上げムードが広がるなか、不用意にベースアップをすれば、経営は圧迫されることになります。さらに来年予定されている消費税増税の業績への影響も考えると、人件費の適正なコントロールを考えておかなければなりません。一方、人件費管理を最優先に他社より低い賃上げを場当たり的に行えば優秀な社員の士気は下がり、最悪人材の流出が起こってしまう可能性もあります。

そこで今回セミナーでは、世間の動向を踏まえながら本年度の賃上げで必ず押えなければならない注意点と会社を守り社員のヤル気を維持しながら、賃上げを行う実務ノウハウを解説します。また、賃金制度を見直す場合の手續、手續を行う場合の法的注意点とその対応策について、**社労士・弁護士の2人の専門家がそれぞれの視点に立って解説**いたします。

企業の皆様はふるってご参加ください。

## セミナーのテーマ

## 講師紹介

第1部

### 『今年の正しい賃上げの行い方』

- 今年の賃上げの動向
- ベースアップは必要か
- 社員をやる気にさせる昇給とは
- 限られた人件費を最大限に生かす昇給の行い方
- 賃金制度の見直しの進め方



特定社会保険労務士  
人事コンサルタント  
三原 靖

第2部

### 『賃金制度改定に伴う法的問題点とその対応』

- 不利益変更を伴う場合の基本的考え方とその対応策
- 具体的事例からみる対応を怠った場合の法的リスク



弁護士・FP  
西村 裕一

◆日時 平成28年4月26日(火)  
14:00～17:30(開場13:30)

◆参加料 3000円(税込み)  
顧問先企業様は無料

◆会場 デイライト法律事務所セミナールーム  
福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階

◆定員 24名(定員になりしだい締め切らせていただきます  
なのでお早めのお申し込みをお願いします。)

【主催】弁護士法人デイライト法律事務所／社会保険労務士法人九州人事マネジメント

お申込み専用FAX 092(409)1069  
お申し込みはカンタン！ 下記にご記入の上、今すぐ FAX いただくだけでOK！

4月26日今年の賃上げ対策セミナー会場ご案内 & FAXお申込書

デライト法律事務所内 セミナールーム  
福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階

※地下1階の会議室ではなく、当事務所(福岡朝日ビル7階)内のセ  
ミナールームが会場となります。



- アクセス**
- ①JRご利用の場合: JR博多駅 博多口 徒歩約2分
  - ②地下鉄ご利用の場合: 地下鉄博多駅 博多口 徒歩約2分(当ビル地下に直通しています)
  - ③お車ご利用の場合: ビル裏側1階に時間貸し駐車場があります  
(ただし、13台しか駐車できませんので、満車の場合は、近隣の駐車場をご利用下さい)

弁護士法人 デライト法律事務所のご紹介

当事務所は、企業法務に注力する法律事務所です。  
企業法務に携わる弁護士として、「トラブルの発生を未然に防  
止すること」が最も大切なことと認識し、企業に対して、積極  
的にセミナーを開催しています。特に、労働問題については  
会社側(使用者側)に特化しており、顧問先企業以外の会社  
や社会保険労務士からも、多数の相談を受けおります。

福岡の弁護士による労働問題Online  
【福岡 労働問題 弁護士】でご検索ください  
URL: www.fukuoka-roumu.jp



社会保険労務士法人九州人事マネジメントのご紹介

弊社は、企業経営における人事・労務の専門家パートナーと  
して、良好な労使関係・職場環境の構築をお手伝いし、企業  
経営の発展と従業員の働き甲斐の実現に尽力させていただ  
いております。昨年はプライバシーマークを取得し情報管理  
に力を入れています、また北九州商工会議所のアドバイザー  
として、地元企業の多くのご相談へ対応いたしております。

【社会保険労務士法人九州人事マネジメントホームページ】  
URL: <http://sr-kyusyujinji.com/>



お申し込みご記入欄

※申込み用紙のお客様情報は、セミナーご案内等、営業活動やアンケート等に使用することがあります。  
会場の都合上、お申込み人数を制限させていただく場合がございます。

事業所名		E - m a i l	@
所在地		T E L	( )
		F A X	( )
参加者名	ふりがな	役職名	

本セミナーに関するお問合せはこちら TEL. 0120-783-645 (デライト法律事務所・企業法務チーム)